

犯罪被害者等施策主管課長会議 平成30年5月24日

**被害者等支援における関係機関連携と
体制構築について**
～早期支援および途切れない支援提供のために～

帝京平成大学 現代ライフ学部

大塚淳子

犯罪被害者等の数

平成29年度犯罪被害者白書より

刑法犯総数 **996,120** 件 (H28)

(凶悪犯5,130件、粗暴犯62,043件、窃盗犯723,148件、知能犯45,778件)

交通事故発生件数 **499,201** 件 (H28)

・犯罪被害者“等”とは、被害者及びその家族又は遺族を指す

認知件数の**何倍もの**対象者が存在することになる。

・犯罪の認知件数と実際は異なる

事実1 強姦認知件数 989件 **but** 通報率4%とされる。

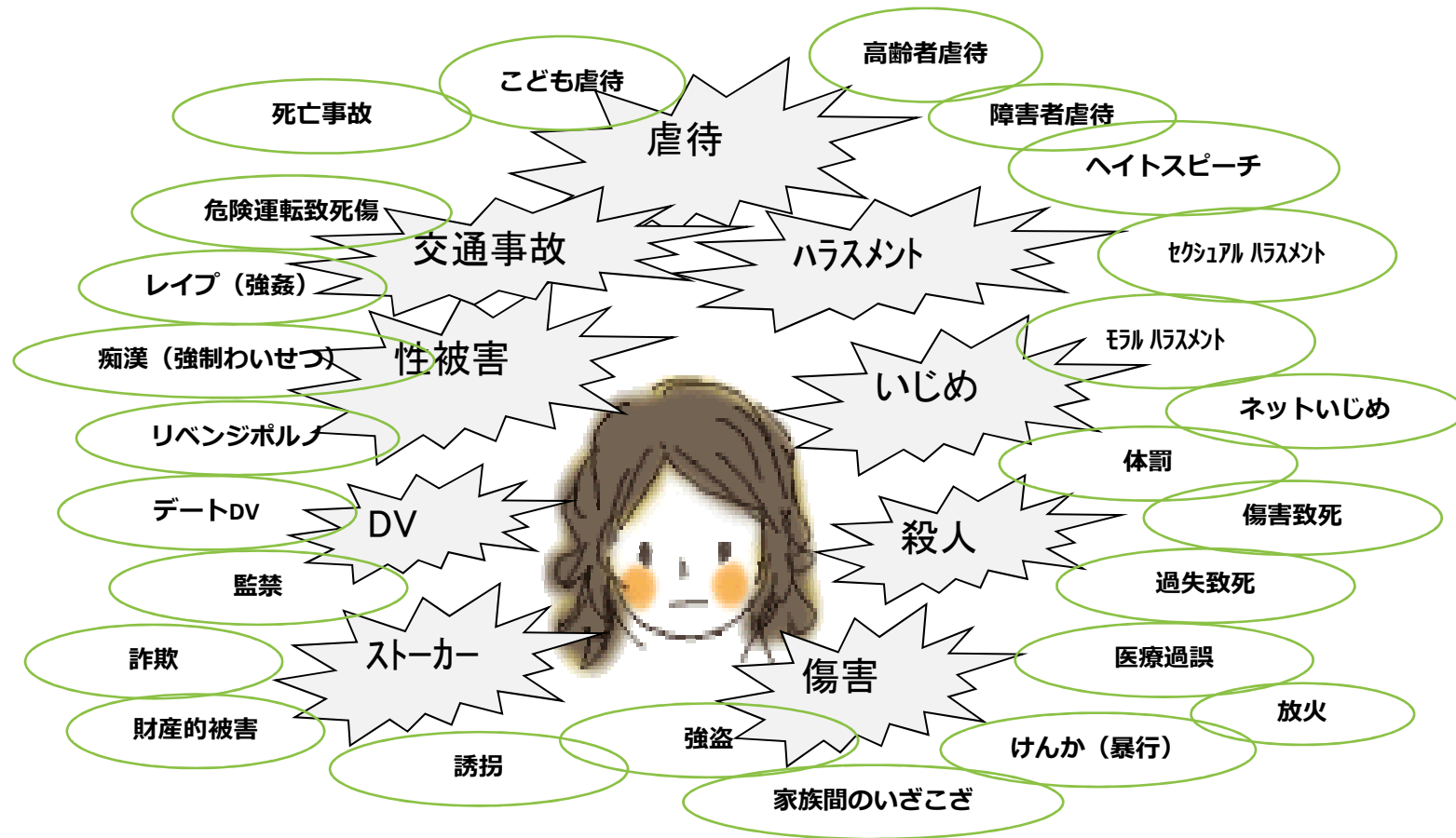
事実2 内閣府調査で3人に1人はDV被害。DV相談件数も106,367件 (H28)。

犯罪と認知されていない犯罪も多数ある

事実3 (いじめ、虐待、ハラスメント、ヘイトクライム等)

殆どの被害者は
ある日突然
被害に遭遇しています。
そして、
生活が一変します。

様々な被害者の存在



精神保健福祉士として 精神科医療機関で出会った方々

事件から長い経過の後に出会った被害者の方々

- ◆ 初診時インタビューにおいて犯罪被害（親からの虐待・性犯罪被害・その他事件被害など）が明らかになることより、
- ◆ 受診後のかなりの経過において被害に遭遇したことが語られる、もしくは明らかになる体験が多かった。
→信頼関係の構築に時間がかかる。

◎ 重篤な精神疾患発症による医療機関受診前に、もっと早くに、適切な社会資源に出会えていたらもう少し違う生活が営めたのではないだろうか。



被害体験と被害に伴い生じる辛さや困難について語るができずに、長く抱えて生きている方は多い。

犯罪被害に遭遇した時に、

いつでも、どこでも、安心して、相談できる場所と人がほしい。

事故や事件が解決しても、被害者の生活の回復には時間が必要。

独りで悩まず抱えこまずに、日々の暮らしが続けられるように

寄り添う心と、途切れないでつながる支援の輪が大切です。

参考

被害者の声（一例）

事件現場に住まないとい
けないのが不安

転宅を余儀なくされる際
の転宅支援をしてほしい

経済的負担軽減のため
見舞金を支給してほしい

市町村単位での自助
グループが欲しい

医療控除でできること、自立支
援医療制度の利用方法、第3
者行為が原因の受診でも自分
の保険が使えること等について、
情報を提供してほしい

PTSD等の治療に関する
医療費、カウンセリング費
用等の補助が欲しい

交通事故で重傷を負った
子どもがいたが、市町村に
生活支援の相談をすると、
支援を受けられる対象年
齢ではないと言われた

食事の用意、掃除、洗濯、
買い物といった家事援助
をしてほしい

病院等への付き添いをしてほしい

市町村などへの必要手続きに
ついての説明と、その支援や付
き添い、代行をしてほしい

支援者のスキル向上のためにも
被害者・被害者団体との交流、
協働が不可欠

障害者手帳を貰えるまでに
2年以上かかり、とにかく金
銭面が大変だった

被害者のことで動かな
いといけないうちに、子
どもの預け先が欲しい

被害者の声（一例）

主な出典：犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）運営委員会
犯罪被害者に対する市区町村による支援の実態調査アンケート結果報告

どのような支援があるのかが
分からない・・・

各種手続きのサポートをしてほしい
（1か所で手続きができるような）

警察、検察への対応や様々な
手続きについて情報収集の
サポートをしてほしい

提供できる情報を一覧表にして、
事件・事故後すぐに被害者に
渡してほしい

電話一本でよいので、何か連絡が欲しい。
現時点では犯罪被害者等への連絡がで
きるのは警察であるが、なかなか警察から
連絡してもらえないし、「ここに行けば良い
よ」とまでは言ってくれない

地域を熟知している
人に対応してほしい

裁判の流れなど、先の見通し、
やるべきことなどの説明が欲しい

相談に行って待たされて、
待たされて・・・結果、わかる
者がおりませんと言われた

せめて被害に遭った直後にどの
ように先に進んだらいいのかとい
うのを示してほしいと思う

役所の障害福祉課を訪ねたが、
障害について理解されておらず、
さらに詳しい相談ができる機関や
会を紹介してくれることもなかった

待っていないで、支援を届けてほしい

犯罪被害者等が置かれる
状況について、職場へ説明
する際の手助けが欲しい

当事者家族にとっては話を聞いて
もらうだけでも心が休まる

地域によって風習や習慣も異なるた
め、地域のことを熟知している窓口が
支援を担当することが望まれるが、二
次被害を与えないことが大切

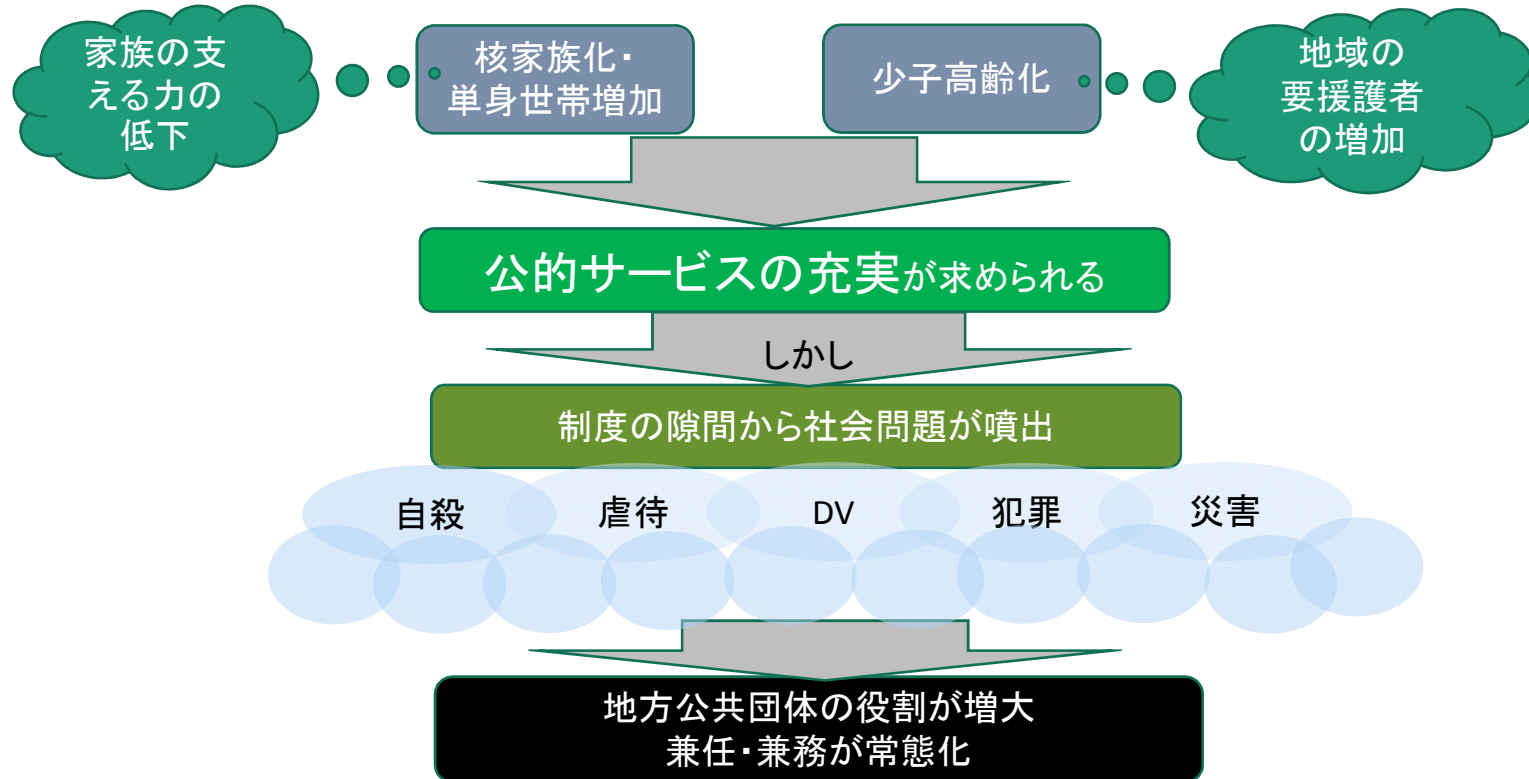
地方公共団体の担当者が変わって
も、同質かつ継続的な支援を受けら
れるようにしてほしい

市区町村が被害者に直接連
絡できる方法があると良い

専門性の高い相談窓口が必要

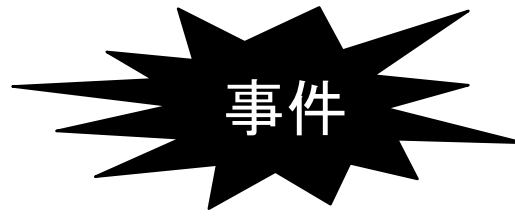
被害者等は、身近な地方公共団体の支援を求めるニーズが多い。

人口減少時代にあって、地域ごとのニーズに応じた施策を講ずる必要が、どの分野にも求められる。



地方公共団体の役割期待は高いが、一方にある厳しい現状

支援体制を構築するには、官民(フォーマル・インフォーマル)資源の連携や協働が必要



事件

事件の影響

1. 心身の不調

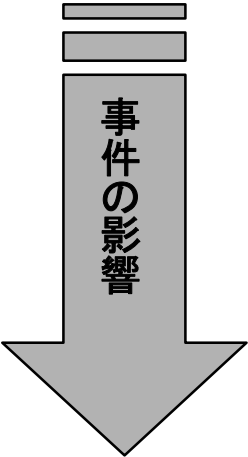
2. 生活上の問題

3. 周囲の人の言動による傷つき

4. 加害者からの更なる被害

5. 捜査・裁判に伴う様々な問題(負担)





主に医療機関が対応

1. 心身の不調

主に市町村等基礎自治体が対応

2. 生活上の問題

予防策としての啓発活動

3. 周囲の人の言動による傷つき

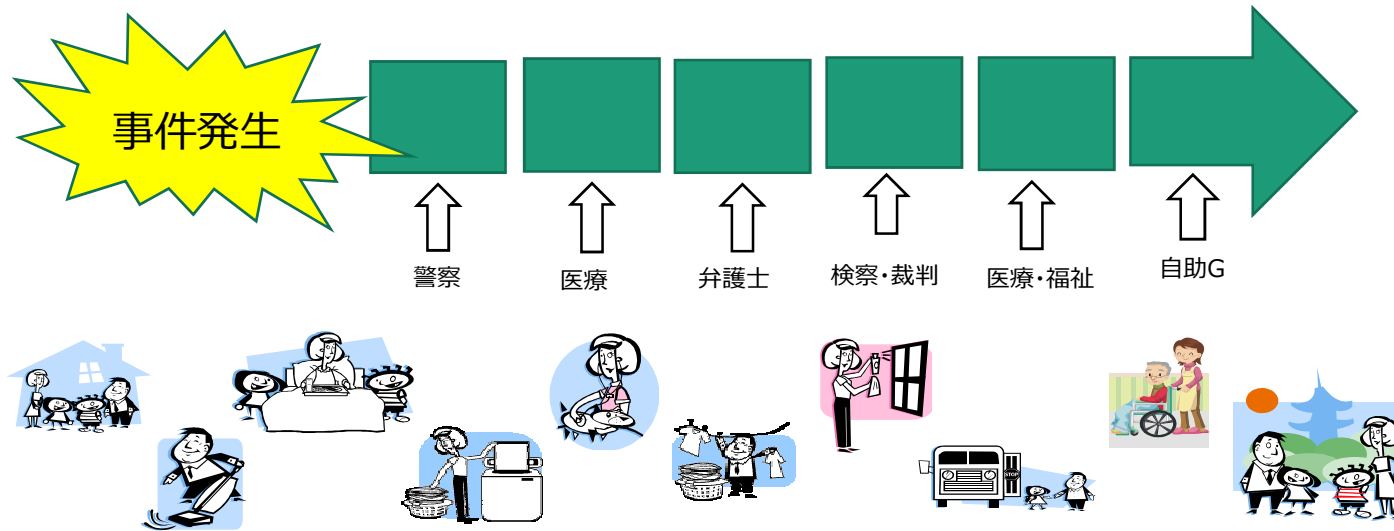


4. 加害者からの更なる被害

警察支援室や弁護士等が対応

5. 捜査・裁判に伴う様々な問題(負担)

途切れている支援



この間も日常生活は続いています。

日本精神保健福祉士協会全国大会 2015年6月25日(木)
プレ企画4:被害者の“声”に耳を傾けよう
横浜市提供:「行政における犯罪被害者等支援について」

犯罪被害者等基本法 十一条

(相談及び情報の提供等)

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。



犯罪被害者支援におけるケアマネジメントの有効性 およびコーディネート機能と役割の検討

- 被害者は複合化する生活課題を抱えるため、司法機関を含む多機関連携による支援が必須であり、被害直後から生活再構築を見据えた迅速なサービス調整、すなわちケアマネジメント(ソーシャルワークの一方法)が必要である。

下の枠内は、「犯罪被害者支援におけるケアマネジメント・モデルの構築と検証」文部科学研究費助成事業:基盤研究(C)
主任研究者:伊藤富士江(上智大学)分担研究者:大岡由佳(武庫川女子大学)、大塚淳子(帝京平成大学)による研究目的からの抜粋

第3次犯罪被害者等基本計画の概要

<犯罪被害者等基本計画>

政府が総合的かつ長期的に講ずべき、犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める基本的な計画
(犯罪被害者等基本法第8条)

計画期間

平成28年4月1日～平成32年度末(5か年)

基本方針

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること
- ③ 途切れることなく行われること
- ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

推進体制

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ① 国の行政機関相互の連携・協力 | ⑤ 施策策定過程の透明性の確保 |
| ② 地方公共団体との連携・協力 | ⑥ 施策の実施状況の検証・評価・監視等 |
| ③ その他様々な関係機関・関係者との連携・協力 | ⑦ フォローアップの実施 |
| ④ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映 | ⑧ 犯罪被害者等基本計画の見直し |

重点課題に係る具体的施策 ※ 主に新規の施策について記載

第1 損害回復・経済的支援等への取組

- ・加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施(警察庁)
- ・犯罪被害給付制度に関する検討(警察庁)
- ・カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減(警察庁)
- ・預保納付金の活用(金融庁、財務省、警察庁)
- ・海外での犯罪被害者に対する経済的支援(警察庁、外務省)
- ・被害直後及び中期的な居住場所の確保(警察庁、厚生労働省)
- ・性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援(厚生労働省)
- ・被害回復のための休暇制度の周知・普及(厚生労働省)

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知(厚生労働省)
- ・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実(警察庁)
- ・ワンストップ支援センターの設置促進(内閣府、警察庁、厚生労働省)
- ・判決確定・保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用(法務省)
- ・警察における再被害防止措置の推進(警察庁)
- ・犯罪被害者等に関する情報の保護(警察庁、財務省、法務省、国土交通省)
- ・再被害防止のための安全確保方策の検討(内閣府、警察庁、法務省)
- ・職員等に対する研修の充実等(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・被害児童からの事情聴取における配慮(法務省、警察庁、厚生労働省)

第3 刑事手続への関与拡充への取組

- ・告訴に対する適切な対応(警察庁、法務省)
- ・医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進(警察庁)
- ・刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等(警察庁、法務省)
- ・犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分等の推進、証拠品の適正な処分等(警察庁、法務省)

第4 支援等のための体制整備への取組

- ・地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進(警察庁)
- ・地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化(警察庁)
- ・性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実(文部科学省)
- ・警察における相談体制の充実等(警察庁)
- ・公共交通事故被害者への支援(国土交通省)
- ・児童虐待防止対策に関する調査研究(厚生労働省)
- ・預保納付金の活用(金融庁、財務省、警察庁)

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・一般国民に対する効果的な広報啓発の実施(警察庁)
- ・被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)
- ・若年層に対する広報・啓発(内閣府)

第3次基本計画策定時の主な論点

◆被害が潜在化しやすい被害者への支援

→相談しやすい環境の整備 など

◆民間団体の活動促進

→行政機関等との連携・協力のための体制整備 など

◆地方公共団体における支援の充実促進

→総合的対応窓口の機能強化 など

◆犯罪被害者等の安全・安心の確保

→再被害の防止 など

◆加害者の損害賠償責任の実現方策

→民事上の責任の追及 など

- 犯罪被害給付制度の拡充をはじめ、多くの改善施策が2011年からの第二次計画期間で実現
- 全都道府県とほとんど全ての市町村に、被害者のための総合的窓口が整備
- 第三次計画では、自ら被害を訴えることが困難な被害者の存在、加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施、自治体における専門職の活用など、新たな視点、取組みも盛り込み

犯罪被害者等に対する地方公共団体における 総合的対応窓口の施策的位置づけ

「支援等のための体制整備への取組」に関して、地方公共団体における
犯罪被害者等支援体制の整備が促進されてきた。

第1次基本計画

全ての都道府県に犯罪被害者等のための総合的対応窓口を整備

第2次基本計画

市区町村においても窓口の設置が促進され、市区町村に総合的対応
窓口が整備

第3次基本計画

更なる体制整備の取り組みが求められている。

- ・総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進
- ・総合的対応窓口等の充実の促進
- ・地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる
連携・協力の充実・強化
- ・地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の
促進 など

犯罪被害者等相談支援マニュアル

犯罪被害者等相談支援マニュアル

犯罪被害者等
暮らし・支援検討会
(くらしえん)

はじめて担当になったあなたへ

<行政職員編（第一版）>



<http://kurashien.net/>



2016年9月30日

8

くらしえんとは、
「暮らし」を「支援」する者たちの「縁」を活かした
ネットワークづくりをして
何かできないかというようなことを
考えながらネーミングしました。

地方公共団体における 犯罪被害者支援総合的対応窓口の調査報告

① 目的

犯罪被害者等の対応にあたる総合的対応窓口の実態とそこから見えてくる体制整備の課題や方向性を明らかにする。

② 対象

都道府県・市区町村における犯罪被害者等支援総合的対応窓口の担当者（都道府県47か所、市区町村1741か所；計1788か所）

③ 方法

オンライン調査

④ 倫理的配慮

担当者の自由意思による回答であり、地方公共団体の固有名記載は求めなかった。日本社会福祉学会研究倫理指針に従って実施。

2016年2月22日発送
オンライン調査開始～3月15日締切
(最終回収3月23日)

- 回収：計364/1788件
回収率：20.3%
- 都道府県：18/47
- 市区町村：346/1741

本調査は、大岡由佳氏（武庫川女子大学）を中心とする「犯罪被害者等暮らし・支援検討会（くらし(・)えん）」により実施したものである。日本学術振興会科学研究費助成事業（課題番号24530728：伊藤富士江）及び（課題番号25780360：大岡由佳）による共同研究として実施。

地方公共団体犯罪被害者等総合対応 窓口の実態(結果概要)

回収:計364件/1788 (回収率:20.3%)

- 89.4%が兼務で担当。担当歴は1年未満、1-2年未満が最多。
- 担当の職員数は、1人ないし2人が大多数
- 対人援助職の資格等を有する担当職員は約1割
- 警察との連携はまだ取れているが、司法、医療、当事者団体との連携は弱い。
- 過去1年間、相談があった窓口は約2割

詳細は次のHPまで: 地方公共団体における犯罪被害者支援総合対応窓口調査報告書
<http://kurashien.net/>

「犯罪被害者支援の充実のために必要と思うこと」

(一部抜粋)

10件以内の機関	10件以上の機関
<ul style="list-style-type: none">• 広域で相談窓口を設けるなどの対策が必要。• 年に1回ある相談のために専門窓口、専門相談員を置く余裕はない。• 費用対効果からいえば、広域(都道府県)での被害者支援施策が必要であると考えられる人員体制の強化• 犯罪被害者相談窓口としての周知が必要	<ul style="list-style-type: none">• 庁内、庁外の<u>ネットワークの強化</u>。• 庁内職員への研修、予算の確保。• 各支援機関・相談窓口に関する情報の共有と連携関係の構築• <u>事案ごとの連携会議</u>• 窓口担当と制度担当(福祉担当等)との引継ぎ・連携の強化• 担当者の<u>スキルアップ</u>• 専門的知識・<u>資格を有する職員の配置</u>

犯罪被害者支援の
多機関連携調査から見えてくる課題

調査1の概要

① 目的

犯罪被害者等の支援を行っている部署の実態と連携における課題を、社会福祉の視点から明らかにする。支援プロセスの実際について明らかにする。

② 対象

計335件（回収率：36.5%）

全国の警察・犯罪被害者支援室 39件 民間被害者支援団体 50件

地方自治体・被害者対応窓口 50件 医療機関 35件

女性センター、自動車事故対策機構 72件

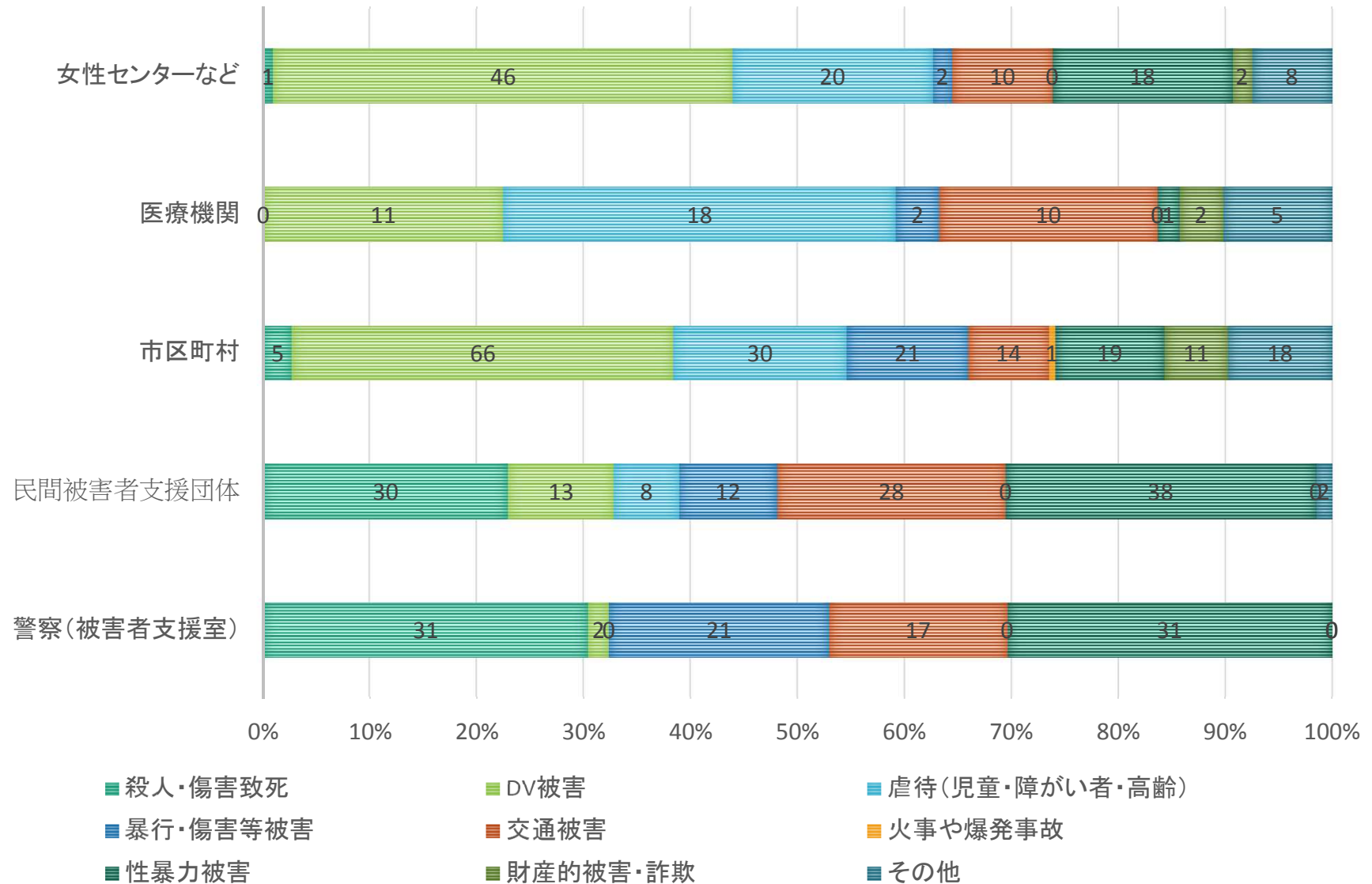
③ 方法

- 調査協力の案内を郵送→ 紙媒体もしくはWEBによる自記式質問票
- 調査内容：回答者の属性、被害者支援に関わる全般的な現状、連携がうまくいった事例の支援形態・連携状況、連携のむずかしさ、被害者支援における各機関の役割、支援者のソーシャルサポート、倫理的視点の有無
- 調査期間：2017年5月1日～6月5日。

④ 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に従って調査を実施。

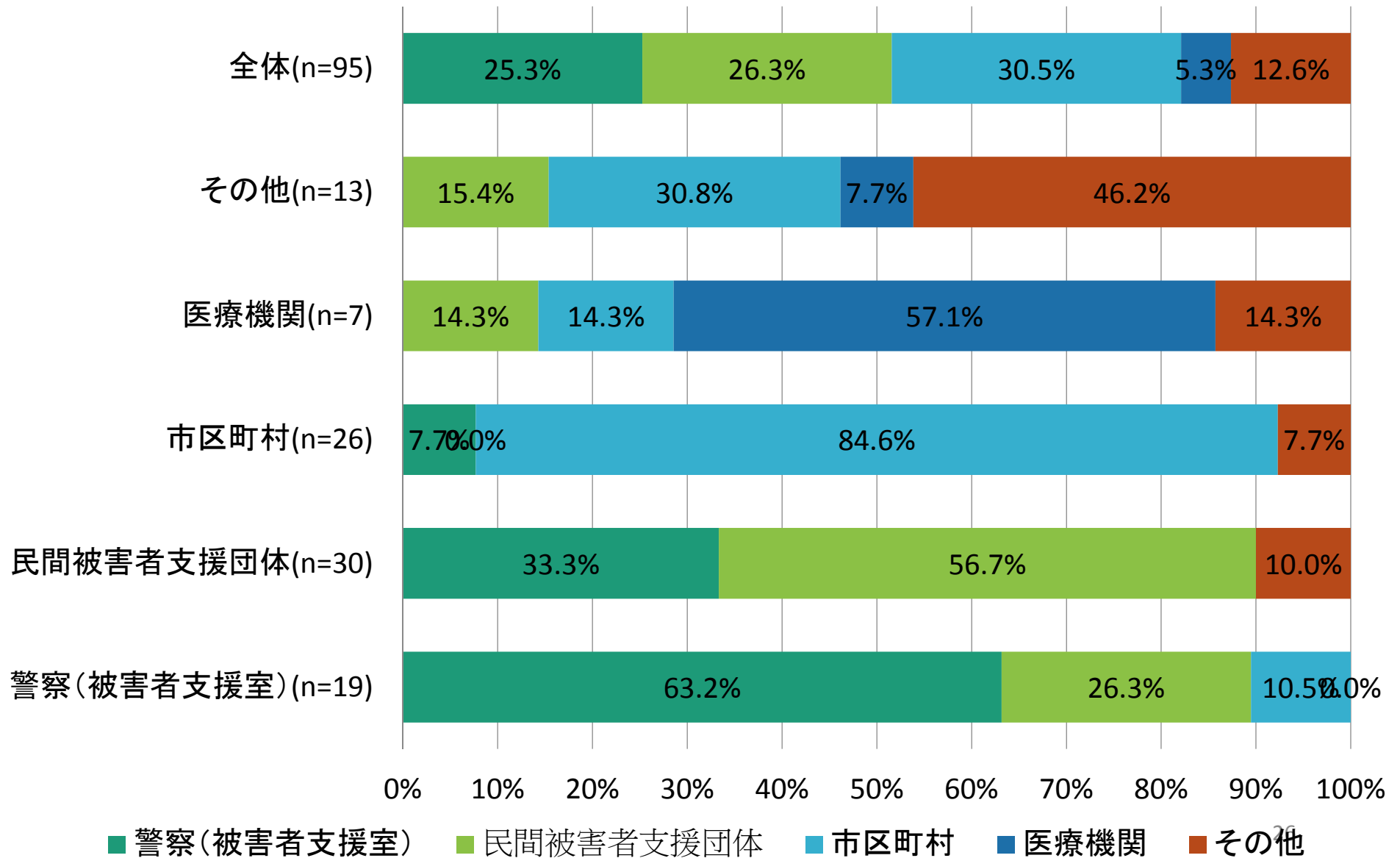
対応が多い事案



対応が多い事案（まとめ）

警察	殺人・傷害致死の対応が他機関と比べると多い
民間被害者支援団体	様々な事案をまんべんなく対応しているが、特に性暴力被害が多い
女性センター	DVが多い
市町村	DV、虐待が多い。暴行・傷害等被害や、火事や爆発事故は市町村が対応
医療機関	虐待、交通事故が多い

(所属機関からみた) 中心となって支援調整した機関



中心となって支援調整した機関 (まとめ)

- 中心となってコーディネートした機関について、全体の割合をみると、警察、民間支援団体、市区町村それぞれが中心となりうることがわかる。
- 所属機関別にみると、市町村は自機関で処理しようとする傾向が強く、民間支援団体と警察は相互に連携している様子が伺える。

自由記述（“連携とは何を指すか”）から抽出された「キーワード」

民間		行政		警察		医療	
被害	52	支援	58	被害	33	被害	14
支援	31	機関	43	機関	25	機関	13
機関	28	被害	41	支援	24	専門	4
連携	12	情報	28	共有	13	本人	4
それぞれ	11	共有	21	情報	12	ケース	3
ニーズ	11	関係	19	ニーズ	11	女性	3
必要	11	行う	15	それぞれ	9	情報	3
情報	10	必要	14	関係	6	心理	3
回復	7	提供	13	提供	6	体制	3
関係	7	相談	11	生活	5	ニーズ	2
共有	7	連携	9	応じる	4	強み	2
社会	7	当事者	8	行う	4	最大限	2
出来る	7	役割	8	対応	4	社会	2
提供	7	協力	7	団体	4	状況	2
協力	6	本人	7	適切	4	団体	2
資源	6	連絡	7	役割	4	複数	2
持つ	6	考える	6	施策	3	方法	2
考える	5	持つ	6	必要	3	目的	2
支える	5	団体	6	連携	3	立場	2
専門	5	それぞれ	5				
負担	5	安心	5				
分野	5	生活	5				
		サービス	4				
		ニーズ	4				
		安全	4				
		可能	4				
		受ける	4				
		窓口	4				
		尊重	4				
		内容	4				
		部署	4				
		様々	4				

自由記述 (“連携とは何を指すか”) から抽出された「キーワード」(まとめ)

キーワードを抽出すると

- **行政 = 情報共有 × 連携**
- **警察 = 情報共有 × ニーズ**
- **民間 = ニーズ × 連携**

上記を意識していることを汲み取れる。

医療機関は数が少ないため分析に適さないが、専門性がひとつのキーワードとなっており、それぞれの機関で意識の違いを読み取ることが出来る。

“連携”の解釈は、機関によって様々である。

連携する上での難しさ

自由記述部分から、次の3点が抽出された

- 相互理解不足 = 互いの団体のことを知らない
- 認識の温度差 = ケースに対する重要性緊急性が共有できていない
- 個人情報の扱い = 他組織への情報提供・情報共有するためのハードル

横浜市 平成27年度 内閣府 支援体制の整備促進事業の取組

●27年度の新規事業として内閣府支援体制整備事業を企画、開催

『平成27年度横浜市における犯罪被害者等支援体制の整備促進事業～途切れない支援のために関係機関の連携を「見える化」する事業～』

- ・市内の関係機関が一堂に会し、
 - ＊2回の**合同会議**(主に機関の長) ※第1回では研修を実施
 - ＊3回の**仮想事例検討会**による連携課題の抽出と振り返り
(主に支援担当者)
 - ＊事業の前後でアンケートを実施し、効果検証を行う。

事業の実施体制

- * 事業の企画、構成等におけるスーパーバイザー
→ 帝京平成大学健康メディカル学部教授 大塚淳子氏
- * 事業に参画し、助言を行う助言者
→ 被害者遺族、家族（2名）
- * 事業の企画、実施における事務局
→ 横浜市市民局人権課

※共催者として27年度は内閣府、28・29年度は警察庁の各所管課

参加協力機関

- * 神奈川県安全防災局 安全防災部くらし安全交通課
 - * 神奈川県警察警務部警務課被害者支援室
 - * 認定NPO 法人神奈川被害者支援センター
- かながわ
サポート
ステーション
- * 神奈川県弁護士会
 - * 横浜地方検察庁
 - * 横浜保護観察所
 - * 日本司法支援センター法テラス神奈川
- 司法関連機関
- * 横浜市男女共同参画推進協会
 - * 横浜市立大学附属市民総合医療センター
 - * 横浜市立市民病院
- その他相談機関、
医療機関
- * 南区・青葉区・瀬谷区福祉保健センター(福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、生活支援課、保険年金課)

事前・事後アンケート調査の結果から

- 各機関の連携度合について(各機関の回答者平均を図示しています。)

《事前・事後の比較について》

【事前アンケートの指標】

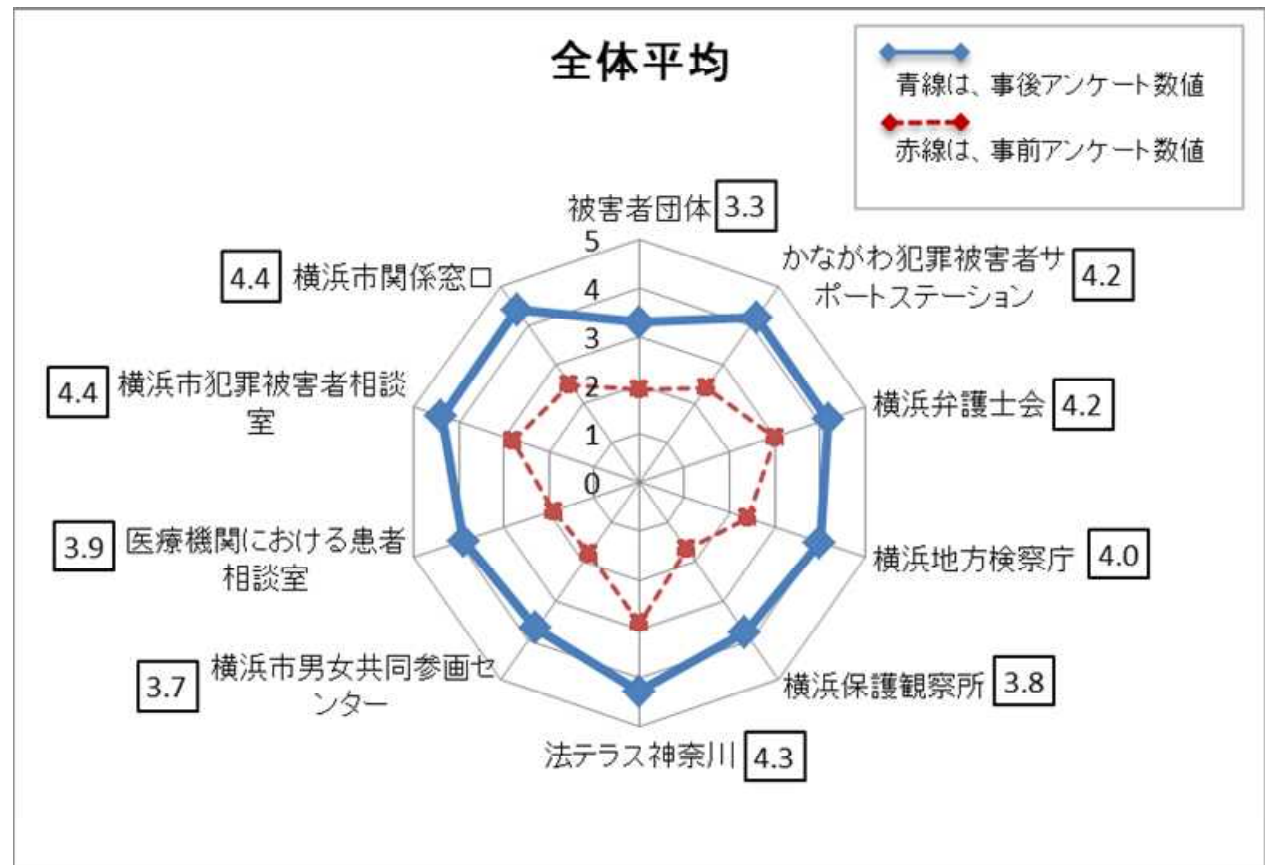
調査時点における連携の度合いについて

- ・1点...連携を行ったことがない
- ・2点...情報提供を行っている
- ・3点...被害者に紹介をしている
- ・4点...支援についてのやり取りがある
- ・5点...積極的に連携を行っている

【事後アンケートの指標】

今後の連携の度合いについての考え

- ・1点...連携しないと思う
- ・2点...連携するかどうかまだわからない
- ・3点...連携する可能性はある
- ・4点...ニーズがあれば連携していきたい
- ・5点...積極的に連携を検討したい



27年度事業の成果

- * 各機関の役割、特性等の相互理解が進んだ。
- * 被害者等が支援の中心であるとの再認識。
- * 被害者等の「生活者」の側面に留意し、生活上のニーズ把握の大切さと、ニーズが時間の経過により変化していくことを共通認識。
- * 途切れない支援のためには多機関にまたがる支援をコーディネートする役割が重要。

 連携の「見える化」をある程度達成

犯罪被害者等はどれほど 支援機関につながっているか？

詳細：「犯罪被害者等の実態から見える暮らしの支援の必要性」

大岡由佳,大塚淳子,岸川洋紀,中島聡美『厚生指標』第63巻第11号、2016年9月

調査2の概要

目的

WEB調査から、犯罪被害者等のニーズを明らかにし、それらの状況に対する今後の支援のあり方について模索する。

研究方法

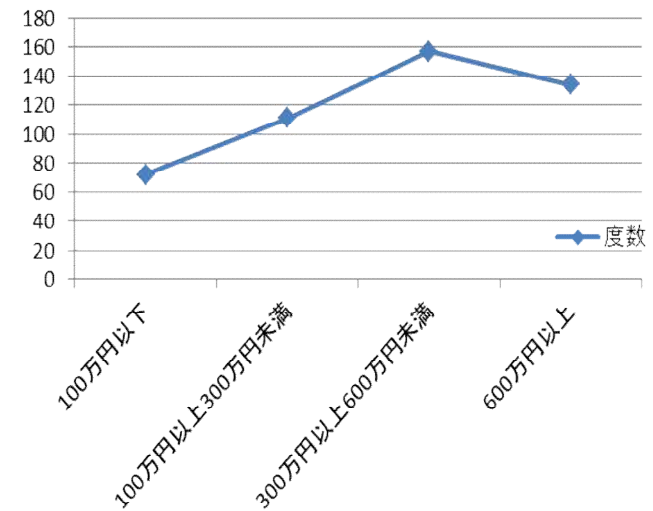
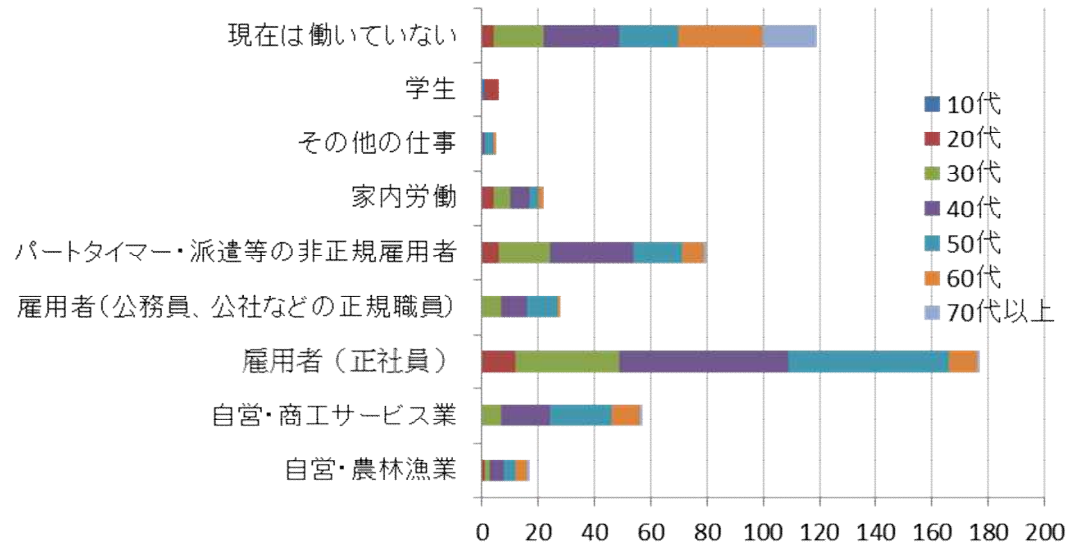
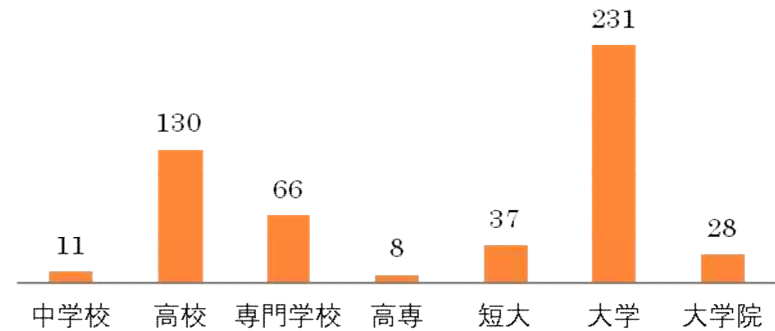
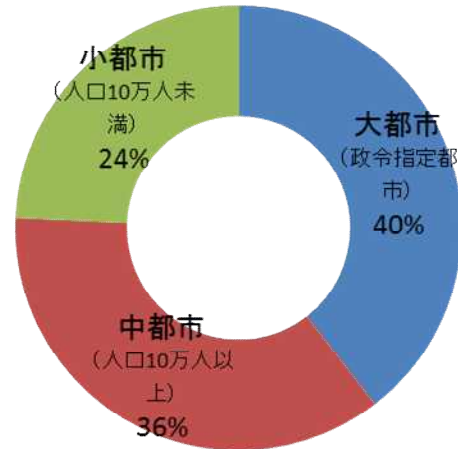
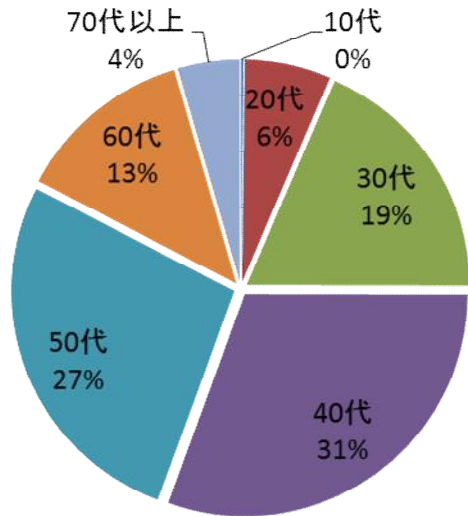
犯罪によって、生命・身体に深刻な被害を受けた経験がある者（家族・遺族を含む）とした。
武庫川女子大学倫理委員会の承認（承認番号N0.14-66）を得てWEB調査を実施した。

手続き

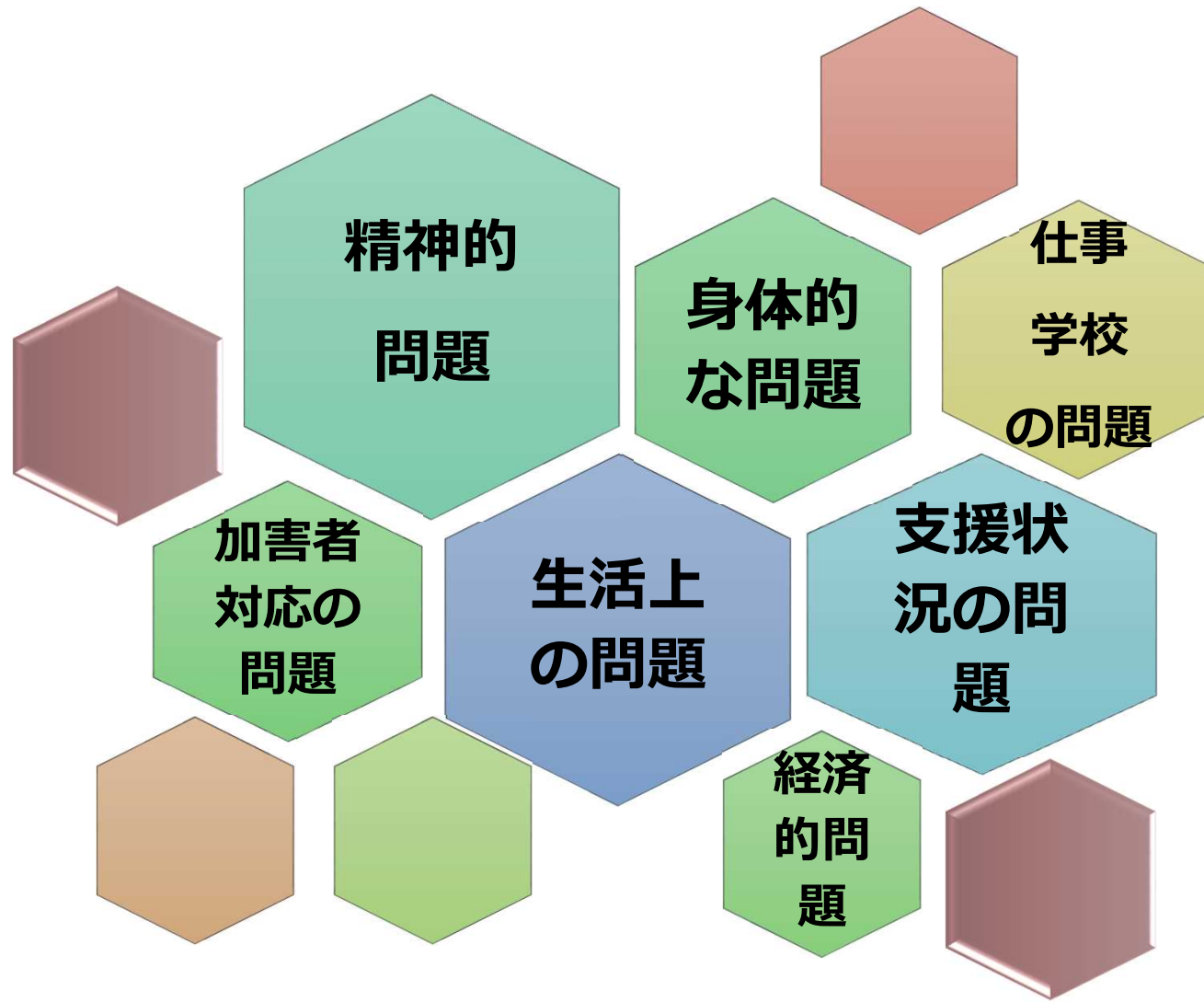
対象者のスクリーニングを行い、条件を満たした者のみに後日、本調査の依頼を行い、その依頼に同意した者が調査に協力する形とした。調査項目は、「年齢」、「学歴」、「職業」、「年収」「事故後のメンタルヘルス状況」「社会生活状況」等の属性に加え、被害者の「被害時期」、「（被害当時の）困りごと（ニーズ）」、「被害者支援について感じていること」等であった。上記記述部分については、項目ごとにカテゴリー化し、内容分析を行った。
K6についても回答を求めた。

属性

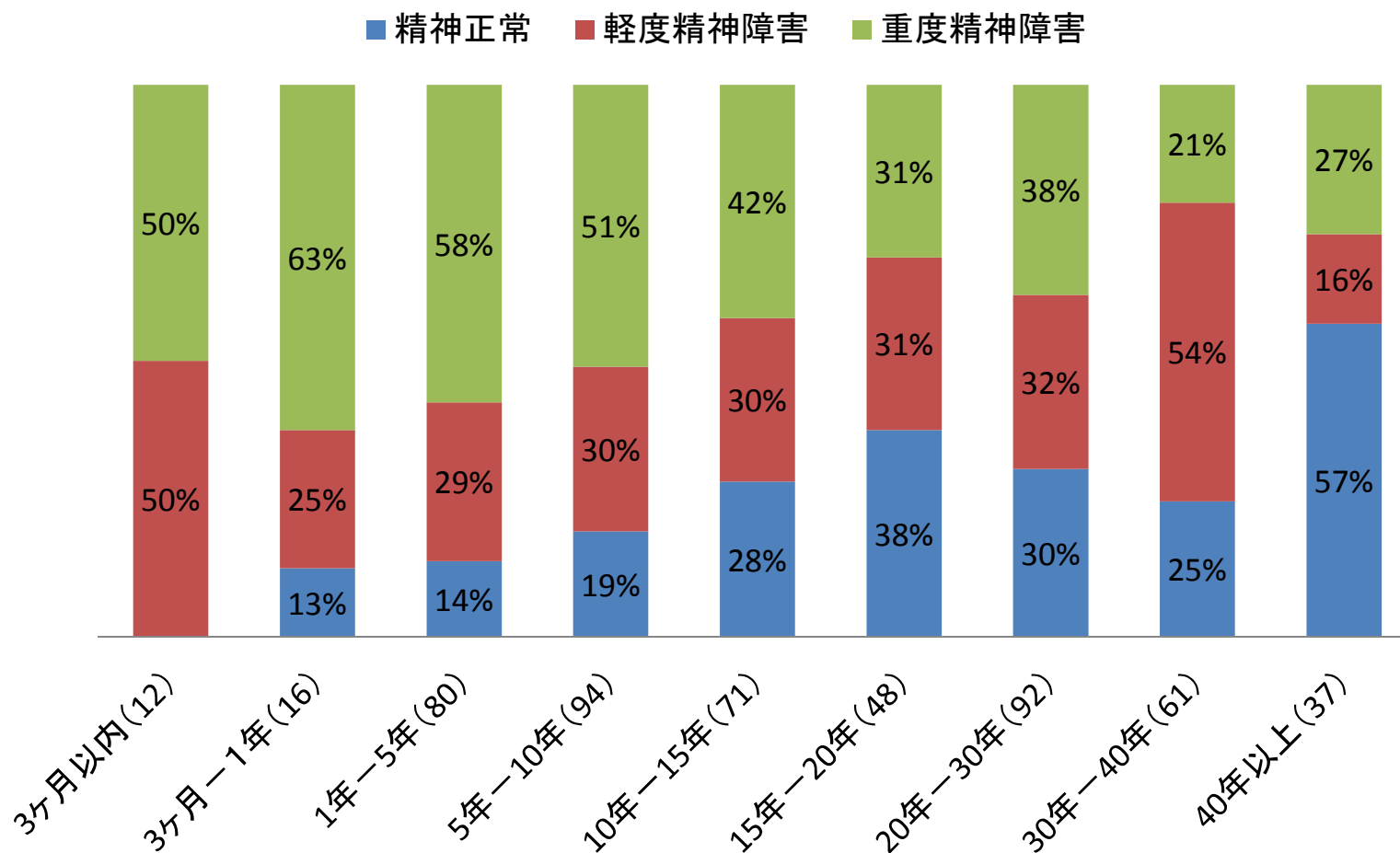
N=511 (男性325名 女性186名)



被害者が困っていること

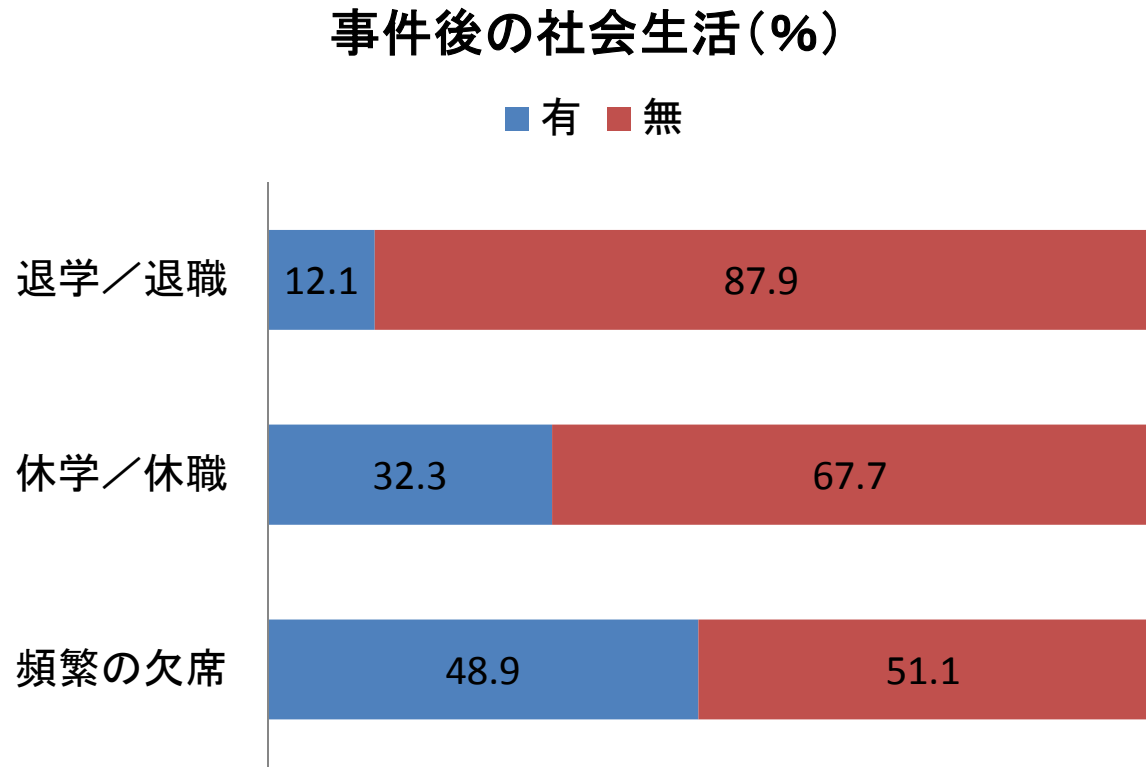


精神的問題：K6（メンタルヘルス状態）の結果 (N=511)



事件事故から3ヶ月以降は、時間が経つにつれて、
精神正常の割合が増えていく。(χ²検定, p=0.000)

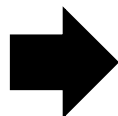
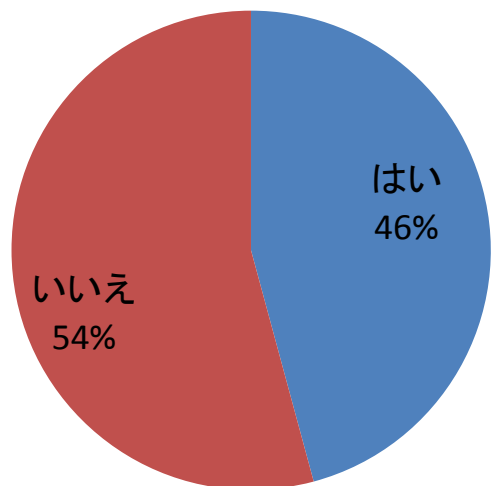
事件後の社会生活の状況



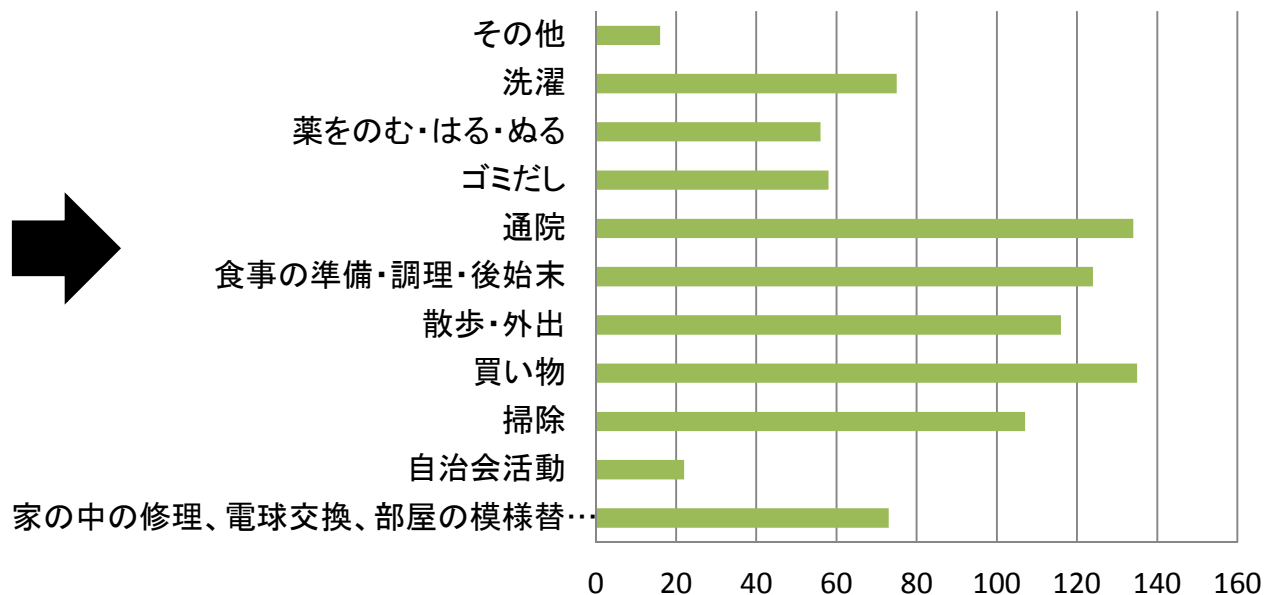
事件事故後に、頻繁の欠席となった者は半数に上り、休学／休職となった者も3割、退学／退職の結果となった者は1割存在した。

事件後の生活継続困難

家事に困ったか？ (N=511)

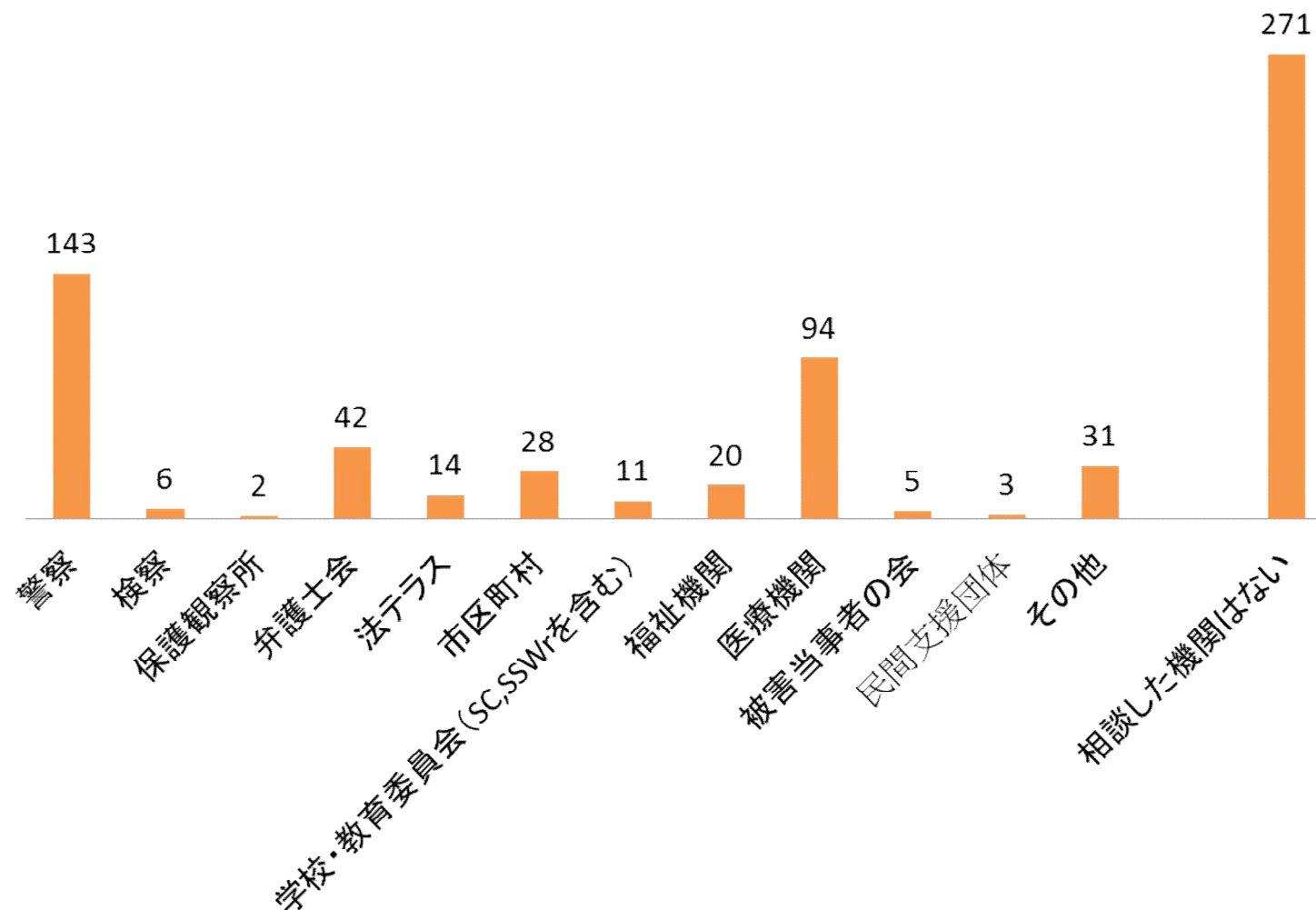


特に困った家事等 (N=234)



通院、買い物といった家事等で困っていた。

被害後に相談した機関



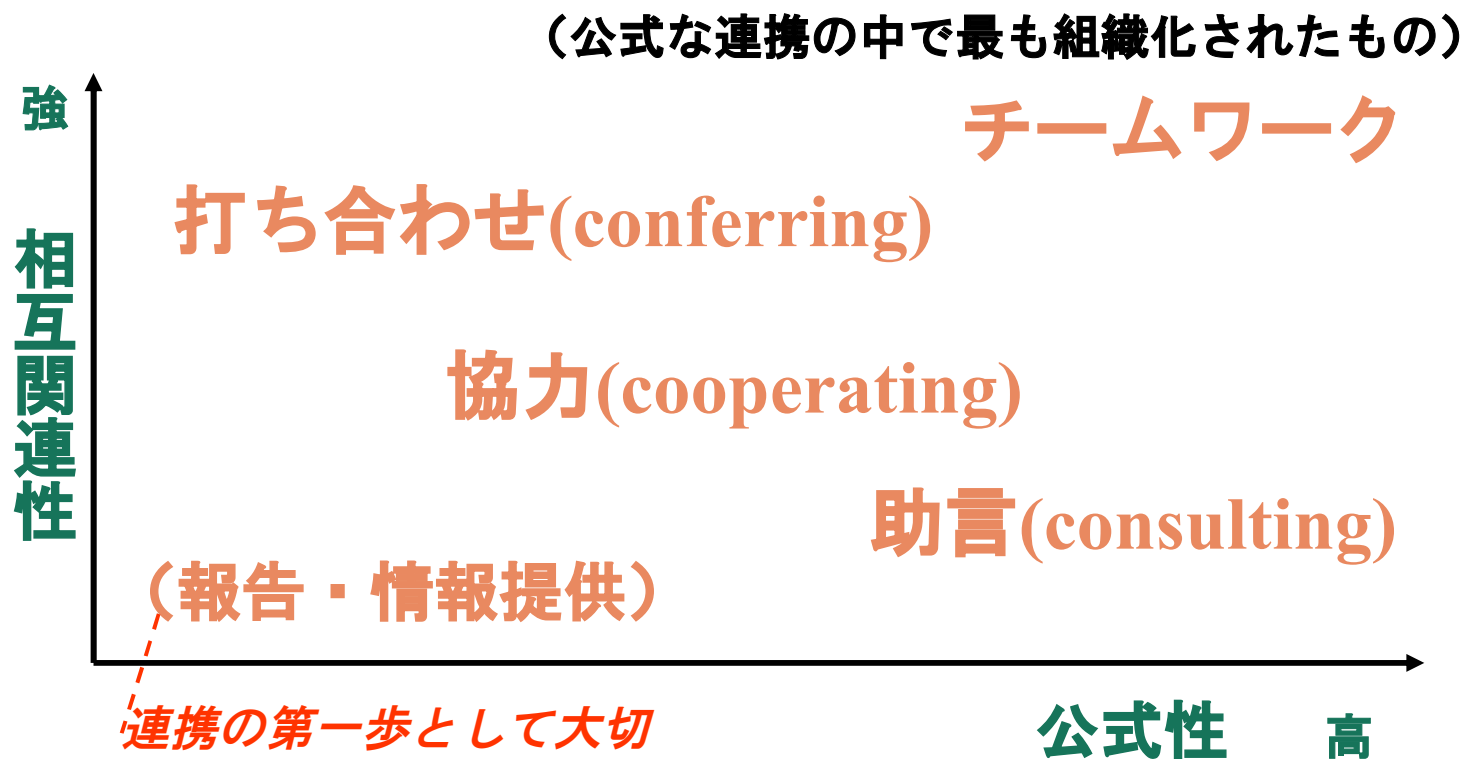
「相談した機関がない者」が271名（53.0%）と多かった。

犯罪被害者支援における 多機関連携の課題と展望

連携とは

出典：野中猛「ケアチーム」中央法規2007

共有化された目的を持つ複数の人及び機関が、単独では解決できない課題に対して、主体的に協力関係を構築して、目的達成に向けて取り組む相互関係の過程



Collaboration (=work together) 協働あるいは共働

連携には発展段階がある

貴方の連携は今、どの段階にあるでしょう？

- I 部署内に留まっている
- II 外の関係者との接触を始める
- III 定期的情報交換等を行う
- IV 調整がなされ役割分担も明確となる
- V ネットワークが構築され、協働が図られる

連携を円滑にするヒント

1. フットワーク・・・足で稼ぐ・・・軽いフットワーク
2. ネットワーク・・・顔が見える関係づくり・・・情報共有
3. チームワーク・・・同じ目的で支援を模索実施・・・目的共有

どのように連携したら、 自分たちの専門性が高まるか

- ◇ 圏域単位で
- ◇ 講師を呼んで
- ◇ 被害種別等を越えて
- ◇ 定期的に実施
- ◇ 事例検討を行いながら
- ◇ 体制整備のための協議会などと連携して



広域、多機関の連携促進は、自然発生的にはできません。協働する環境の基盤整備が必要です。その仕掛けをする体制整備のコーディネーターが求められます。できれば自治体でこのような仕掛けをできる人員と財源、権限等を持てることが望まれます。

チームワークの必要性

多様なニーズに応える多様な力



Interdisciplinary team process(Gardner,JE,1980)

効果的なチームワークの指標

チームワークの原則

- ・互いの能力と限界を知る
- ・不足の感覚、工夫の意識
- ・知恵と力を合わせる
- ・環境整備、制度の保障

野中猛「チームを育てる」(金剛出版、2002年)から抜粋

1. 課題に焦点を当てる
2. 互いの声を聞く
3. 互いに寛容で、違いの議論を続ける
4. 明確で単純な言葉を使う
5. 互いの人間的、法的な権利を約束する
6. 相互作用を促進し、葛藤を弱める指導性
7. 個人的にも互いを知る

ネットワークやチームワーク構築における 事例検討の有効性

【意義】

1. 相談者と事案のアセスメント
(見立てと手立て)
2. 他の領域の知識を知る
3. 資源同士のネットワーク
4. 情緒的支え合い
5. 研修機能
6. 地域課題の発見
(資源の特徴や不足など)

ジェノグラム
やエコマップ
など図示
化は可視化
に有効な
ツール



【結果として】

技術が生まれたり、ガイドラインなどが策定されることにつながる

【課題】

1. 客観的情報交換
2. 主観的感情交流
3. 発想(アイデア)の交換
4. 短期ゴールでの方針決定
5. 役割分担

楽しい、
役立つ、
力が磨かれる

平成28年度 警察庁 支援体制の整備促進事業の取組

●27年度の継続事業として警察庁支援体制整備事業を企画、開催

『平成28年度横浜市における犯罪被害者等支援体制の整備促進事業～途切れない支援のための共通支援ツールの検討事業』

- ・市内の関係機関が一堂に会し、 ※参加機関（27年度＋市社協）
 - *2回の**合同会議**（主に機関の長）
 - *3回の**グループ検討会**による「共通支援ツール」の検討（主に支援担当者）



どの機関でも、被害者等の多様なニーズ（困りごと等）について一定程度のアセスメント（確認、把握）を可能にする「**共通支援ツール**」の開発を目指す

共通支援ツール作成のねらいとプロセス

【ねらい】

- * 市内関係機関が共通の**アセスメントツール**を持つことで、情報の共有が容易になり、理解が進み、**被害者等の負担減**につながる。
- * ツールが手元にあることで、**多様なニーズ**に注意が向く。

【プロセス】

- * 事務局がひな型を作成し、グループで検討。
- * 仮想事例を用いて、**使用のシミュレーション**を行う。
- * ニーズアセスメントだけでなく、**支援計画表**も作成。

28年度事業の成果

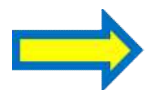
- * 「共通支援ツール」が作成された。
- * ニーズアセスメントにおける専門性の独自の視点と、概観的な視点の両方が望ましい。
- * 犯罪被害者等の心情を十分に理解したうえで各機関の役割、専門性の相互理解を踏まえた丁寧な引継ぎが重要。

平成29年度 警察庁 犯罪被害者等施策の総合的推進事業の取組

●28年度の継続事業として警察庁総合的推進事業を企画、開催

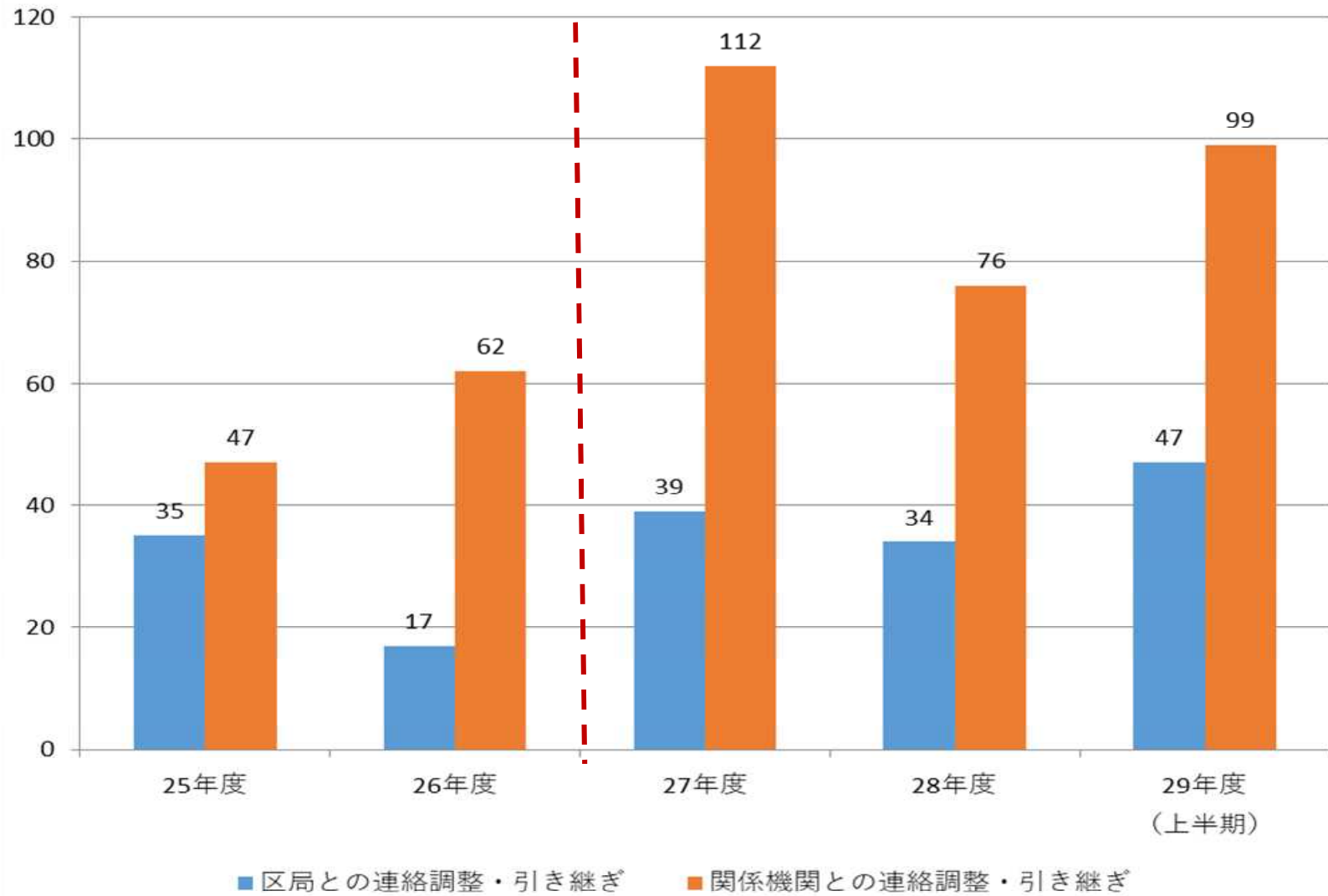
『平成29年度横浜市における犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業～共通支援ツールを用いた途切れない支援のための連携促進事業～』

- ・市内の関係機関が一堂に会し、
 - * ツール活用のための「ガイドライン」を作成
 - * 2回の合同会議と3回のグループ検討会 ※構造はこれまでと同様



ツールの検証と多機関連携における情報の共有や課題を検討し、ツールの改訂と更なる連携支援促進を目指す

支援における区局及び関係機関との連携の推移



まとめ

- * 従来の各機関の縦割り、専門ごとの支援は、支援の途切れを生じさせることがあり、被害者等の生活支援の観点から、円滑な連携による途切れのない支援が求められていた。
- * 基礎自治体の主な役割は、被害者等の日常生活への支援（従来の行政サービスの調整+α）と、中長期的な支援であるが、総合的かつ途切れない支援の実現には関係機関との連携促進が必須。
- * 連携の第一歩として、まず各機関と職種の専門性や特性を知り、理解を深めたくらうで共通言語をどのように持てるのか、事例検討などの実務的な研鑽により得ていく。（顔の見える関係作り）
- * 助言者としての当事者の存在は、検討内容をつねに支援の立脚点としての原点に戻してくれる効果がある。

連携の重要性と体制整備の必要性

- 現在の被害者支援の体制と司法手続き等は体系的に整備されたものではない。
- 犯罪被害者等支援を根拠とした枠組み、配偶者からの暴力被害者支援を根拠とした枠組み、児童福祉法および児童虐待防止法を根拠とした枠組み、高齢者虐待防止法を根拠とした枠組み、障害者虐待防止法を根拠とした枠組みなどがあり、縦割り行政の隙間が生じやすく、支援にアクセスできない、漏れや途切れが起こりやすい。
- 被害者等の孤立、無援、たらい回し、地域格差を防ぐには、関係者が連携、協働することが重要。隙間に落ちるくらいなら重なるほうがいい。お互いに一步を踏み出し、相互連携しよう。
- さまざまなトラウマ体験により経験が規定され、有害な影響を受けた被害者等のリカバリーを支援するために、TIC（トラウマ・インフォームド・ケア）というトラウマへの理解を十分に持った支援の重要性が謳われています。

ご清聴有難うございました。

講演内容に関するご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

a.otsuka@thu.ac.jp